

介護保険サービス事業者等 への指導監査の実施について

京都市保健福祉局監査指導課

1 指導監査の基本方針

- ① 法令が遵守されているか
- ② 適正な保険給付がなされているか
- ③ 利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか
- ④ 適切な防災、防犯対策やリスクマネジメントが行われているか
- ⑤ 利用者等の個人情報に適正に管理されているか

2 集団指導

集団指導とは

- 事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図る。
- すべての事業所を対象とし、介護保険制度の概要、運営指導や監査での指摘事項、行政処分の概要、高齢者虐待防止、報酬請求などの内容について、講習等を行う。（年1回実施）

ホームページから、動画及び資料の内容を確認した後、報告フォームに必要事項（事業所ごとに）を入力して、送信してください。

この報告により、集団指導の参加を確認します。

提出期限以降も、動画及び資料の閲覧は可能です。指導内容を事業所・施設内で共有してください。

3 運営指導

運営指導とは

- 本市が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険サービス事業者等を対象に、個別に、実地により指導を行う。
- 原則、介護保険サービス事業者等の関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。
- 一部について、情報セキュリティの確保を前提として、オンラインの実施が可能。
⇒ 京都市では、引き続き、原則として実地での指導を実施。

(1) 実施頻度

- 6年(指定、許可の有効期間)に1回を目安として実施する。
(居住系、施設サービスは、3年に1回の実施が望ましい。)
- 介護老人福祉施設は、原則として3年に1回実施する。
(事前提出資料の提出は、当該年度に運営指導を行う施設のみ必要)
- 介護老人保健施設、介護医療院も概ね3年に1回実施する。
- 新規指定、既存事業拡大の計画を有するサービス事業者等について、実施する。
- その他、必要と認める場合は、随時実施する。

(2) 流れ

1 通知

概ね1箇月前までに、文書により実施を通知する。
居宅系事業所等は、電話で実施日の事前調整を行う。
無通告で実施する場合もある。

2 時間

介護保険施設：原則1日
居宅系事業所等：原則2時間程度
(施設併設の場合は、1日もある)

3 体制

2名以上の指導班で実施する。
(介護保険サービスの数や規模等に応じて適宜)

4 確認内容

- **介護サービスの実施状況**

施設・設備等の確認

利用者に対するサービスの質の確認

利用者の生活実態の把握、ケアマネジメント・プロセス、
高齢者虐待の防止、身体的拘束等の廃止

- **最低基準運営体制**

サービスの質を確保する体制に関する確認

従業者の員数及び勤務体制の確保、非常災害対策、
事故発生の防止及び発生時の対応、地域との連携

- **報酬請求**

各種加算に関する算定及び請求状況の確認
(基本報酬、加算及び減算)

5 重点事項

- ① 法令遵守事項(業務管理体制の整備等)**
- ② 報酬等請求事項**
- ③ 尊厳保持事項(委員会・研修の実施、指針整備等)**
- ④ 防災、防犯対策関連事項**
- ⑤ リスクマネジメント関連事項(業務継続計画の策定等)**
- ⑥ 個人情報情報の管理関連事項**

6 結果

- 運営指導終了後、現地において口頭で講評を行う。
- 文書指摘、自主返還
人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、文書によってその旨の通知を行う。（おおよそ1箇月後）
文書指摘については、改善報告書の提出を求める。
- その他（口頭指摘、現場指導、助言）

7 監査への変更

運営指導中に監査の必要性のある状況を確認した場合、運営指導を中止し、監査を行う。

4 業務管理体制の一般検査

業務管理体制とは

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。
- 業務管理体制の整備（介護保険法第115条の32第1項）
 - 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が1以上20未満の事業者
 - ①法令遵守責任者を選任すること
 - 20以上100未満の事業者
 - ① + ②規程を整備すること
 - 100以上の事業者
 - ① + ② + ③監査を定期的に行うこと

法令遵守責任者の役割

法令等遵守が果たされるよう取り組む。

- 法令遵守の重要性を全役職員に周知する。
- 遵守すべき法令等を把握する。
- 法令等を遵守するための仕組み（体制、方法など）を決め、役職員に周知し、実施する。
- 決めた仕組みにより法令遵守されているかチェックする。

など

業務管理体制の一般検査

- 届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行う。

「指定事業所が京都市内のみに所在する事業者」は
京都市が届出先

- 京都市では、運営指導の実施に併せて、業務管理体制の一般検査を実施
- その他
指定取消処分相当事案が発覚した場合、特別検査を実施

運営指導で確認する内容は、介護保険サービス事業者自身で点検すべきものです。

また、介護保険サービス事業者は、運営指導で確認する項目だけでなく、介護保険法にまつわる全ての法令通知等を遵守する必要があります。

法令遵守責任者の指揮の下で自己点検を行うことが期待されています。

5 監査

監査とは

- 人員、施設及び設備、運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合、高齢者虐待の疑いがあると認められる場合などに実施する。
- 報告、帳簿書類等の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者に対する質問、立入検査を行い、事実関係を確認する。

1 実施頻度

必要があると認める場合

2 通知

原則として、**監査開始時**に文書により通知する。
運営指導から変更になる場合などは**口頭**により通告する。

3 時間

確認内容に応じて適宜

4 体制

2名以上の監査班で実施する。

5 確認情報

- 利用者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
- 高齢者虐待等
- 京都府、京都府国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等からの情報提供
- 介護給付費適正化システムの分析からの特異傾向
- 介護サービス情報の報告（介護保険法第115条の35第4項）の拒否等に関する情報
- 運営指導において確認した指定基準違反等

6 監査後の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合

<行政上の措置>

- 勧告
- 命令
- 指定の取消し等
- 設備の使用制限等
- 変更命令
- 業務運営の勧告、命令等
- 許可の取消し等
- その他(文書指摘、口頭指摘)

<経済上の措置>

介護保険法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合

- 不正利得となる返還金の徴収
〔原則として、返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を不正利得と併せて徴収〕
- その他
〔不正には当たらない軽微な誤りが認められる場合には、自主返還を求める〕

京都市HP「京都市情報館」

監査指導課が所管する要綱等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000256531.html>

介護保険サービス事業者自主点検表

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000149351.html>

※ 令和6年度の報酬改定により自主点検表を更新予定。

御清聴ありがとうございました